

【平成28年度】

総 会

理事会 43 名以内

◇総会に次ぐ決議機関

- ・ 正副会長
- ・ 監事
- ・ 専務理事
- ・ 常置委員会委員長
- ・ 理事（市町 P 連会長）
- ・ 指名理事
- ・ 教職員代表

常置・特別委員会

常置委員会

- ・ 教育課題委員会（30 名以内）
- ・ 情報委員会（29 名以内）
- ・ 運営委員会（30 → 28 名）

特別委員会

- ・ 財務委員会（10 名）

各市町 PTA 連合会

各 単 位 P T A

事務局